

令和2年11月

各 位

定期預金共通規定等改正のお知らせ

北 群 馬 信 用 金 庫

当金庫では、事務取扱方法の変更を踏まえ、令和2年12月10日より、一部預金規定等を改正しますのでお知らせします。

改正後の新規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用します。

記

1. 改正日

令和2年12月10日

2. 改正する預金規定等

- ・ [定期預金共通規定](#)
- ・ [自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）＜非自動継続型＞](#)
- ・ [自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）＜自動継続型＞](#)
- ・ [定期積金規定](#)
- ・ [通知預金規定](#)

3. 改正内容

証書式定期預金及び定期積金・通知預金の払戻手続き時の、証書裏面受取欄への記名押印を廃止し、「預金（積金）払戻請求書」に記名押印することにより対応する取扱いへ変更いたします。

以上